

令和4年度 第5回福島地方最低賃金審議会

令和4年8月10日（水）
午後1時30分から
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 福島県最低賃金について

- ア 福島県最低賃金専門部会の審議結果報告
- イ 福島県最低賃金の改正に係る金額審議
- ウ 福島県最低賃金改正に関する答申

(2) 特定最低賃金改正について

- ア 必要性の有無の審議及び答申
 - 必要性有りの答申がなされた場合
 - ①金額改正決定の諮問
 - ②特定最低賃金専門部会の設置・運営
 - ③審議会令第6条5項の適用

3 閉 会



令和4年8月5日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
部会長 鈴木和郎

福島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、福島地方最低賃金審議会において付託された福島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

鈴木和郎

部会長代理

熊沢透

森谷吉博

労働者代表委員

大越香代子

塩澤基

高橋誉

使用者代表委員

石本健

金成孝典

佐藤卓也

福島県最低賃金

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 858円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり